

公共鹿第1084号
令和2年3月13日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

マイナンバー（個人番号）の取得方法の変更について（通知）

当支部において組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）のマイナンバーを取得にするにあたり、平成29年3月1日付け公共鹿第883号「公立学校共済組合の事務手続におけるマイナンバーの申告について（通知）」に基づき、申告書の提出を依頼していたところですが、下記のとおり手続を変更しますのでお知らせします。

記

1 取得方法について

現在、組合員の資格取得及び被扶養者の認定手続の際に、「個人番号申告書〔整理番号7〕」の提出を求めています。今後は共済組合が保持している組合員等の基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）を用いて地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に照会し取得することとしますので、「個人番号申告書〔整理番号7〕」の提出は原則不要とします。

2 適用年月日について

令和2年4月1日以降に当支部へ提出する手続から適用

3 留意事項について

組合員等の基本情報の不一致により J-LIS からマイナンバー（個人番号）が取得できない場合、当支部からマイナンバー（個人番号）の申告を依頼しますので、「個人番号申告書〔整理番号7〕」を提出してください。

問合せ先 公立学校共済組合鹿児島支部 年金給付係 担当 益満 電話 099-286-5220
